- 1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(443))」
- 2. 日 時: 平成29年10月19日 14時30分~19時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁 13階 C会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

義崎管理官補佐、近田安全審査官、正岡安全審査官、髙嶋原子力規制専門員

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長 (他8名)

5. 要旨

- (1)日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「44条緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」及び「46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」について、10月13日のヒアリングにおける提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 重大事故等の対策において、主要設備としてではなく関連設備として位置付けるとしている「緊急用電源切替盤」について、考え方及び「47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「57条 電源設備」等との関係を再度、整理し提示すること。
 - 逃がし安全弁による原子炉減圧のための手順である、「非常用窒素供給系による窒素確保」及び「非常用逃がし安全弁駆動系による原子炉減圧」の各手順で使用する高圧窒素ボンベについて、使用する手順と高圧窒素ボンベ(本数含む)の対応関係、通常時から設置するもの、予備として保管するものなど再度整理し、提示すること。
 - (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:なし